

## 商工業事業継続力強化計画策定支援事業委託業務プロポーザル審査要領

商工業事業継続力強化計画策定支援事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「商工業事業継続力強化計画策定支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員1名につき100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 企画の内容</u>	<u>( 70点)</u>
<u>(2) 類似業務実績</u>	<u>( 10点)</u>
<u>(3) 実施体制・スケジュール</u>	<u>( 15点)</u>
<u>(4) 経費見積書</u>	<u>( 5点)</u>

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案内容に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 開催日時、方法

令和6年4月24日(水)午後 ※予定

審査委員会は会場又はオンラインでの開催とし、詳細は別途お知らせします。

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査員で協議して候補者を決定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点		配点	
企画の内容	事業目的・ 現状認識	事業目的や必要性を十分理解した上で、県内事業者の現状や課題を踏まえた企画提案となっているか	10	70
	講座の実施	受講者が事業継続力強化計画の必要性や重要性を理解し、策定のための具体的な手法を学ぶことのできる講座内容となっているか	30	
		ワーク等の適切な手法をまじえ、受講者が自社の事業継続力強化計画を策定できるようになるための実践的な講座となっているか		
		専門知識と本県の状況への理解があり、適切な指導ができる講師を選任しているか		
	受講者の募集	対象の商工業者に的確に情報を届けるとともに、受講を促すことのできる効果的な募集方法が提案されているか	15	
	アフターフォロー	受講後のアフターフォローが適切に実施できる仕組みが提案されているか	10	
独自提案	仕様書に定める以外の内容で、事業目的を達成するために効果的な提案があるか	5		
類似業務実績	類似の業務実績があり、今回の業務を遂行できる能力があるか		10	
実施体制・ スケジュール	業務を円滑かつ着実に実施できる体制が整っているか		15	
	業務を円滑に実施するために具体的かつ効果的なスケジュールとなっているか			
経費見積書	効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか		5	
合計点			100	